

法務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
273	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空き家の適正管理に向けた空家等対策の推進に関する特別法の見直し(管理責任者指定規定の創設)	空き家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることができない場合は、地方自治体が法定相続人の中から管理者を指定できるようにすること	【現状】空き家の管理について、その所有者等が適切に管理するという努力義務が、当該法第3条に規定されているところであり、空き家の所有者が死亡した際、相続登記がされていない場合は、法定相続人全員に空家についての情報を提供し、適正管理を求める。しかし、自治体から空き家が危険な状態である旨を法定相続人全員に連絡したとしても、その義務は最終的には当人の判断によるものであり、法定相続人同士が疎遠になっていて、世代が変わっていることもあります。誰も管理せず、長年空き家が放置されていることが現状となっている。 【支障事例】放置の状態が続くことで、近隣住民より苦情が寄せられ、早急に対応する必要が出てくるが、地方自治体としては、個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報を提供することができず、法定相続人間の調整ができる。そのため、地方自治体が法定相続人全員に連絡を行い、何らかの対応を取る必要があります。事務上の負担となっているほか、直ちに特定空家に該当しないような危険空家の対応が滞ってしまっている。法定相続人のうちから代表者を指定することで、事務上の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。	空き家の管理責任者を指定することで空き家の管理に必要な措置が講じられることを期待できるとともに、地域住民の安全安心な暮らしに資する。	空き家の管理責任者を指定することで空き家の管理に必要な措置が講じられることを期待できるとともに、地域住民の安全安心な暮らしに資する。	空き家の管理責任者を指定することで空き家の管理に必要な措置が講じられることを期待できるとともに、地域住民の安全安心な暮らしに資する。	空き家の管理責任者を指定することで空き家の管理に必要な措置が講じられることを期待できるとともに、地域住民の安全安心な暮らしに資する。	総務省、法務省、国土交通省	兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	鹿角市、いわき市、ひたちなか市、桐生市、浜田市、新居浜市、大村市	○ 空き家の相続人が十数人おり、自分の相続分だけは負担するという相続人が多い案件がある。こののような場合、相続人の管理責任の争いが希薄となり、管理責任者に誰もならず、空き家に帰る事がある。なお、相続人などがいない場合は、法の趣旨に沿って空き家については、法の趣旨に沿って空き家への対応が少なからず進むと考えられる。 ○ 当市でも同様に、所有者が死亡した後、相続がなされず、空き家の管理者等を確認できない事がある。 ○ 空き家の所有者が亡くなり連絡を取る際に、所有者が死しているが、相続手続きがなされない事がある。相続財産管理人が設定されていない場合は、相続権を有するすべての者に権利を取る必要がある。実際に相続財産管理人が設定されているケースが少なく、管理者への連絡が困難となる場合がある。 ○ 相続権者が複数で調整がつかず、誰も管理せず、空き家が放置されているケースがある。地元自治体として、連絡が取れる限り相続人へ連絡を取ることに努めている。 ○ 该空家の法定相続人が複数存在しても、固定資産税の代表者を管理者として見立て指導を行っている。しかし、あままで「納稅」の代表者であつて建物の管理責任は負っていないといふ認識がある。法定相続人の窓口が一本化(市から相続關係の教示を行うこと)も含む。されることから、事務上の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。 ○ 当市では、相続開始人が30人近くいるため、全員の連絡調整を行うのが困難な事務に支障をきたしている。また、相続登記をしやすくなる環境を整えることが、空き家の発生を抑制することなども検討すべきではないと考える。 ○ 当市においても、空き家の所有者が死亡した際に、相続登記がされておらず、法定相続人が数人いた場合があった。個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報を提供することできなかったが、当人が電話番号を伝えることを了解した上で、他の法定相続人と連絡をつなぐことができたため、解決に至った。法定相続人側が窓口が一本化されることから、相続開始人が30人近くいるため、全員の連絡調整を行うのが困難な事務に支障をきたしている。法定相続人が複数存在する場合は、所有者が既に亡くなっている場合は明確化され、法定相続人側の窓口が一本化(市から相続關係の教示を行うこと)も含む。されることから、事務上の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。 ○ 問題のある空家等について多くの場合は、法定相続人の関係が希薄であるため、相続関係の教示も含む管理責任者の指名が問題が発生する可能性がある。 ○ 状態の良い空家等については、所有者が既に亡くなっている場合は明確化され、法定相続人全員に改善を依頼するものと相続人間による譲り受け等が行われます。また、自分は関係ないとして無視する方らしい状況で、ますます状況が酷くなっていくことが容易に想像される。相続人の中で代表者が指定された場合は、円滑かつ早急に対応が期待できるとともに、事務負担の軽減につながる。 ○ 個人情報保護のため、本人の許可がない場合、連絡先の情報提供が難しく、法定相続人の連絡調整がなかなか出来ない状況であり、事務上の負担も大きく、業務が滞っている状況。代表者の指定については何らかの措置が必要であると言われるが、円滑な処理のため必要と思われる。 ○ 当市においても、1件の空き家に対し1~2人の所有者がいる例がある。納稅代表者は、空家の及ぼす問題を理解しているが、所有者の多くは死んでいて次世代に変わっているものもあり、ほとんどが所有者不在のため、所有者をまとめてとめないとできないとのことである。管理責任者を指名できれば必要な連絡が取れると想定される。 ○ 住民登録の対応をされるため、法定相続人全員を特定する作業時間が膨大であり、事務上の負担となる。当市では通常、納稅義務者に対する改正管理の指導を行いうが、法定相続人の納稅義務者の決定が進んでいないリースも散見されることから、提携のように代表者を指定することができれば円滑な対応を図れる可能性が高まる。	民法上、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」とされ(また相続財産の管理については、「相続人は、その共有財産における同一の注意をもって、相続財産を管理しなければならないとされ)、各相続人はその持分に応じて権利を有し、義務を負っていることがらする。特定の相続人を管理責任者として指定し、同人に特別な権利や義務を付与することは、他の相続人の権利を制約したり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねず、困難である。
310	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	所有者を特定するにかかる用地取扱いの手続の緩和	公共事業に係る用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着手に至るまでに大きな事務的な負担があった。	道路整備事業による用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となりた結果、所有者を特定するにかかる用地取扱いの手続の緩和	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際に必要となる手続きが簡素化されれば、事務的な負担が大きく軽減され、公共事業による土地の利活用の推進に資する。	所有者の所在の把握	内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省	中津川市	福島県、埼玉県、中井町、静岡県、浜松市、名古屋市、田原市、滋賀県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県、大分県、鹿児島市	○ 本県の現状として、土地の所有者や相続人の所在や存否が不明の場合、財産管理人制度が適用しているが、多大な労力と費用がかかるなどの支障がある。 ○ 本県につきまつる名体制で、相続関係者の作成(3~6ヶ月)、行方不明者の調査(3~6ヶ月)、法務省と家庭裁判所の協議(6ヶ月程度)の手続が複数回行われている。地域一帯に対して幅広い公共目的のための利用が進められている。 ○ 本県においても同様の支障事例があり、時間的、予算的負担も生じており、手続きの簡素化を求める。所有者の所在が把握できなかつた場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利活用に係る現行制度の活用などを促進するところであるが、実績としては、予算措置(農地等における長期計画との調整や、算額賦課に係る制限等)や、全体の道路整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事例から、現行制度の活用では解決が難しい事例も存在している。	所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)において、「公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築」等について、「関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法規の早期通常国会への提出を目指す」とされているところであり、今後、関連する審議会等における議論を踏まえつつ検討を進めてまいりたい。		